

173-参-総務委員会-006号 2009年11月27日

○那谷屋正義君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の那谷屋正義でございます。

与党の委員としては初めての質問ということの中で、自戒を込めて、もちろん法案の成立というものに全力を傾けながら、しかし様々な発展的な課題というものも当然同時にあるわけで、そうした課題を共通の認識を持つ、そんなふうな形の中で質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ御指導よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、今議題となりました一般職給与法等の改正案に関する質問でありますけれども、今年の人勧の報告もやはりマイナスということになったわけでありまして、この人勧の報告というものが、公務員の給与のみならず、その周りに対する影響というのも非常に大きなものがございます。そうすると、今この経済不況下の中で、例えば、民主党あるいはもうほとんど多くの方が同じように思っていると思っておりますけれども、経済効果の六割を占めると言われている内需を拡大するということが非常に大事だと言われているわけでありまして、このようにして公務員の給与が下がる、それを見ながら今度は中小企業の賃金もまた下がる、それによってまた次年度の公務員の給与が下がるという、そういう負のスパイラルというかそういったものが、なかなかそこから抜け切れないような状況というのが今生まれてくるのではないかと。

〔委員長退席、理事林久美子君着席〕

そうすると、内需を拡大しなければならないという思いとは残念ながら逆方向に動いてしまっているというのが現状ではないかと、このように思うわけでありまして、そういう意味では、内需を拡大していくということについて、これは大きな話になりますけれども、総務大臣として具体的にどのようなお考えをお持ちか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣（原口一博君） 那谷屋委員におかれましては、児童教育に大変熱心に情熱を注がれて、そしてまた、さきの国会では公共サービス基本法の成立にも大変な御尽力をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思っております。

那谷屋委員と全く同じ認識を持っています。労働者を官であるとか民であるとか分断をしまして、そしてそれを低い方に比べることによって逆に負のスパイラルに陥っては絶対ならないというふうに思っています。働く人たちの権利を保障し、労働を中心とした福祉型社会を実現する、これが私たちの使命だというふうに思っています。

その上で、今お尋ねの内需の拡大策でございますが、私たちはマニフェストで、大規模公共事業、中央集権型のいわゆる外需頼みの日本の構造を思い切って地域経済に、そして福祉経済に、そしてコンクリートから人へということを申し上げているところでござい

す。子ども手当やあるいは高校無償化、これは単なる手当ではなくて、控除から手当へと、今まで男性中心の働き方、いわゆる重工業時代に一般的であった働き方を、それを根本から変えていこうと。様々なチャレンジドやあるいは女性やあるいは小さい子供たちが安心を感じ、そして家計の可処分所得を増やして消費を拡大する、これがとても大事なことでというふうに思っています。

その上で、先ほども澤委員にもお答えをしましたが、今のような経済構造を続けていたら日本のGDPは増えません。結果、内向きの、何を削らなきゃいけない、かにを削らなきゃいけないという、貧乏神に取りつかれたようなそういう議論になってしまうわけです。

それを脱却するためには、まずは一人一人が自らの生活に対して、年金だって一年間に九兆八千億も運用でなくされていたらそこに安心を獲得することはできません。様々な今までの悪弊を変え、そして地域主権改革を行い、あわせて、来年度予算には緑の分権改革ということを申し上げます。それは何かというと、一人一人が自らが食する食料に、これは社民党さんもおっしゃっていますが、固定価格の買取り制度というものを全般に広げることによって、自らが分散型のエネルギーを、そして地域を支える富を創富していくと、こういう考え方でございまして、いずれにせよ、すべてのシステムには、那谷屋委員が情熱を傾けてこられたような教育のシステムをビルトインしていきたいと思っております。

あわせて、ICTを使った教育の創造。教育は、もう釈迦に説法ですが、奪い合えませんが、マル・カケ・三角を強制された教育は、答えと違ったものを出すと非寛容です。しかし、解決型の教育、一人一人が自らの地域を、あるいは自らの生活を解決型に変えていく、そういう教育は、情報というものは富を奪い合えませんが、協働と共有ということを中心に政策そのものを変えていきたいと。

医療や子育て、教育といった重点を置いた、そういう施策を強力に来年度予算の中でも実行をしていきたいと、そう考えておりますので、御指導よろしく願いいたします。

○那谷屋正義君 私の専門といたします教育分野を例に取って、大変御丁寧に答弁をいただきましてありがとうございました。

〔理事林久美子君退席、委員長着席〕

要するに、国民が安心して暮らせるという、そのことがまず大前提にあって、そして、それは賃金もそうですけれども、様々な分野からそのことを支えていく。これをもう一度国がやっていかなければならないと、このように私としても理解をさせていただいたところでございます。

経済効果を上げる中で、社会保障にかかわって、そこに力を入れることによって相当大きな経済効果も生まれるというデータも出ているわけでありまして、そういう意味では、是非そういったところに力を入れて一緒に頑張っていきたいと、このように思うところで

あります。

一方で、これは衆議院の総務委員会の中でも出された質問というふうに認識しておりますけれども、公務員の給与が、いわゆる民間準拠と言われながらも、ところが、この間、地方では大変財政難というものを理由に独自のカットが行われてきていると。これはいろいろそれぞれの都道府県の中で確定する話なんです、ところが、官民較差を調査する場合には、この独自カット以前の数値と、そして民間給与を比較するという、こういう実態に合っていない比較方法が行われているところが多々あるというふうに認識しております。

これは、本来の人事院勧告、その官民較差の対照方法というものを考えたときには、これは随分違う話になってきている、実態と懸け離れたものになってきているというふうに私は言わざるを得ないわけでありまして、各都道府県人事委員会の所管というのは総務省というふうに認識をしておりますけれども、今後、より正確に官民較差を調査するための何らかの人事委員会への考え方を総務大臣から示していただくことが必要ではないかと、このように思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○国務大臣（原口一博君） 那谷屋委員にお答えいたします。

人事委員会としては、あるべき水準の勧告をすべきものであることから、給与カット前の水準を民間と給与水準、比較することが極めて重要であると考えております。

今御指摘のように、民間給与水準が給与カット前であれば、その水準とただ比較するだけであれば引下げ勧告になるわけです。でも、現実には、給与カット後の職員給与水準と民間給与を比べた場合は、今度は逆に民間給与の方が高くなっているから、勧告とすれば引上げ勧告になるという、そういうことを今御指摘をされたと思います。

まさにおっしゃるとおり、現実、実態に合わせた官民比較をすべきだと。総務省としても、もちろんそれは各地方公共団体の職員の給与については地域の実情を勘案した上で地域の皆さんがお決めいただくことですが、その官民比較はしっかり公正に正確にやるべきだということをお助けをしていきたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

私もそのように思うわけでありまして。そうした比較をした上でやはりマイナスになるという部分については、公務員の給与の今の制度の中では、これはもうそれぞれが仕方ないことだという認識はまず持つわけでありまして、そういう意味では、その比較をきちっと本来あるべき姿にしていくということ、これは今大臣がおっしゃっていただきましたけれども、大変重要だというふうに思います。

また、各県あるいは各市町村によって、かなりこの給与の確定、公務員の確定の仕方がかなりまちまちになってきているというのも事実であります。人勧に基づく、そのまま人勧をやると、完全実施をする場合もありますし、そうではなくて独自にそういったカッ

ト、カットというふうな形になっている。

つまり、このことの主な原因というのは、この間ずっと広げられてしまったこの較差というもの、このことがやっぱり大きな影響を及ぼしているんだらうというふうにも思いますし、そういう意味では、人勤制度というものが限界に来ているのではないかという、そういうふうなことを言われる方もいらっしゃるわけですがけれども、それについて大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（原口一博君） 那谷屋委員と同じ認識を持っています。この間、三位一体改革を中心として、多くの、地方切捨てと言うと強過ぎるかも知りませんが、それが行われてきました。独自のカットが続くのであれば、もう本当にいっそのこと廃止しようという議論が出てきてもしようがないというふうに思います。

労働基本権の議論の問題、私たち、国家公務員制度改革基本法に基づいて労使関係の制度検討委員会について議論が行われていると承知をしていますけれども、民主党はマニフェストの中で、公務員制度の抜本改革の実施ということで、公務員の労働基本権を回復するんだということをしっかりとうたっています。そのことはやはり、公共サービスの質を確保する、これだけ広がった公共サービス格差、これは絶対に見逃せないことですので、大事な視点であるというふうに思っておりまして、あのマニフェストに従って、あるいは様々なこの国会での御議論をいただいて前向きに検討をしていきたいと、こう考えております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

次に、人事院総裁にお尋ねをしたいと思います。

先ほど山下委員の方からも御指摘がございましたが、この六月期の期末・勤勉手当において、民間の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況から、過去二十年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスとなる傾向にあるとして、特別調査を行って〇・二月分を凍結する臨時勧告を行ったということであります。結果的にこのことは、この十二月期にまとめて〇・三五月マイナスになるということから考えると、ある意味そこはよかったというふうに言っている人もいますけれども、しかし、本来の人事院勧告の制度の在り方ということから考えたときに、やっぱりそれは問題であらうというふうなところが私は強く感じるところでありまして、本来、公務員の場合には今年の六月期と十二月期の支給割合、そして民間は前年の八月から今年の七月まで、この実績を比較しているものでありますから、そういう意味ではこの十二月期の公務員の支給月数の部分には今回は影響は出てこない。

しかしながら、報道等を見ると、かなりこの冬の民間のボーナスも大変厳しいというような話も出てきているわけでありまして、そのことによってまた今年の春の臨時勧告のような措置を講ずるということはよもやないというふうに思うわけでありましてけれど

も、来年夏の人事院勧告で公務と民間の特別給の年間支給月数を、来年夏の人勧でそれをやるというふうに、そういう決意がおありかどうかをお尋ねしたいと思います。

○政府特別補佐人（江利川毅君） 確かに御指摘のように、昭和四十九年ごろでしょうか、いわゆる狂乱物価と言われたころの賃金の変動に合わせて特別な勧告をしたことがございますが、それに次ぐような大きな変動が去年から今年にかけてありましたので、それにも対応したということでございます。

ただ、おっしゃいますように、ボーナスの反映については基本ルールがあるわけございまして、この基本原則は大事にしたいというふうに思います。また、この冬の数字がどう出るか分かりませんが、冬がどう出たからどうということでは必ずしもないと私も思っております。

ただ、この夏の関係の経緯を調べますと、いろんな変動を三人の人事官、いろいろ議論しながらやったようでございます。この先どういう変化があるか分からない状態でございますので、今の段階でどういう変化があるか分からないものも含めて何もありませんと申し上げるのもなかなか厳しいと。基本的なルールは大事にしたいというふうに思っております。

○那谷屋正義君 正直に答えられたのかなというふうには思いますが、しかし、この期に人事院総裁がそうした答弁をされるのはやはりちょっと問題だなというふうに思いますので、是非そのところは、原則をしっかり守っていきたいという、その辺りの答弁にとどめていただきたいと思うんですけれども、もう一度お願いします。

○政府特別補佐人（江利川毅君） 人事院の役割が国民から信頼される、あるいは全公務員から信頼される、使用する政府側からも信頼される、そのためには、法律に基づいてきちんとその任務を果たす、それから決められたルールにのっとって基本原則を大事にすると、これはかなめだと思っております。

○那谷屋正義君 そこで止めていただきたいと思えます。

それから、もう一つお聞きをしたいんですが、いわゆる二〇一三年以降の年金の支給の仕方が本当に大きく変わってくるわけですが、一方で定年制というものがあるわけで、六十歳から六十五歳までの間に何の収入もなく生きていかなければならないというような状況がこのままでは生まれてしまうということの中で、民間では一定その部分について再任用、再雇用というふうな形でなっているところもありますけれども、公務員としてもやっぱりそのところはきちっと道筋を立てていかなければいけないというふうに思っています。そうしないと、やはり安心して定年を迎えられないあるいは退職できないというそういう状況になるわけですから、その辺について人事院としてはどのような

なスケジュールでどのようなお考えをお持ちかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府特別補佐人（江利川毅君） 本年の勧告の中でもその問題については触れているところでございます。

おっしゃられましたように、このままの定年制が続いて、年金の支給までの乖離ができて所得がない事態が起こるといふのは大変まずいわけでございますので、年金支給開始年齢の引上げに伴いまして退職年齢を考えていく、見直していくといふことは大事なことだと思ひます。

これをやっていくためには法改正が必要になるわけでございますが、二十五年から引き上がっていきますので、その法改正は二十三年にはやらなければならないのではないかといふふうに思っております。そのためには、人事院としましては、どういふことを具体的な立法の中に盛り込むべきか、そういうことにつきまして様々な角度から詰めて、来年中には意見の申出ができるように検討してまいりたいといふふうに思っております。

○那谷屋正義君 六十歳から六十五歳まで無収入で、本当に生活に困るといふような状況が起こらないように、いわゆる公務員の労働基本権、この代償措置といふ意味合いからも是非確立していただきたいと、こう思うところでございます。

給与法についてもっとももっとたくさんいろいろな形、いろいろな分野で御質問したかったんですが、それ以外にも質問をしたいといふ部分もありまして、欲張っておりますので、ちょっと給与法についてここぐらいまでにしますけれども。

先ほど、大臣の方から公共サービス基本法の話について触れていただきました。この公共サービス基本法といふものをより具現化していくために、自治体において、より国民に近いところでの公共サービス、これがやはり充実しなければいけない。

例えば、現業の職員といふのがあるわけですが、これが、実はもう相当昔から現業職員といふものに対する考え方がいわゆる単純労務といふふうな形での認識しか、法改正しかになっていないわけですが、そこのところを、今日的にはもうそれだけではなくて、やはり今地域の様々なコミュニケーションあるいは福祉、そういったものにもしっかりと寄与している、頑張っているといふそのことが実際にあるわけでありまして。

そういう意味では、この公共サービス基本法が成立したということにとどまらずに、今後それをより具体化して国民が安心して暮らしていける、そういうふうなことが大事だといふふうに思うんですが、ちょっと感想、これについてはまた後日、後日といふか、今度は通常国会になると思ひますが、しっかりといろいろと大臣の見解、認識をお聞きしたいと思ひますが、今の段階でちょっと御感想いただけたらと思ひます。

○国務大臣（原口一博君） 那谷屋委員のおっしゃるとおりだと思ひます。現業職員の皆

様の公共サービスにおける役割というのは、単に行政コストを、あるべき効率化をすることではないと思っています。むしろ、様々なきずなの創生、あるいは地域の再生、そういった意味でも大きな役割を果たしてくださっている。

そこで、那谷屋委員にも、ここにいらっしゃる総務委員会の皆様にも大変お力をいただいた公共サービス基本法ですが、あそこは三つの柱で成り立っています。武内議員にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

それは、一つは、公共サービスにおける国民の権利を明定するということでございました。そして、そのために中央政府、地方政府、あるいは様々な企業体は何をやるかということが二番目でした。そして三番目は、公益の担い手をしっかりと権利を保障していく。働く人たちが、やはりその権利の保障がなければ公共サービスの質も確保できないだろうということが大きな柱でございました。権利の保障という文言までは、当時私たちは野党でございまして、入れ込めませんでした。

さらに、公共サービス基本法をブラッシュアップするとともに、地域におかれては、これはそれぞれの地域の御判断でございますが、これを受けた公共サービス基本条例あるいはプログラム法というものがこの後に来るべきだというふうに考えておりました。

いずれにせよ、現業職員の方々は四十代に入ると逆に給料が下がっていくと。こんなことでは生きがいのある働き方はできないと思います。官民の較差を言い募るのではなくて、労働者の連帯、これを私たちはしっかりと確保していく、そういう政治を行っていきたいと決意を申し上げて、お答えに代えたいと思います。

ありがとうございます。

○那谷屋正義君 今のような大臣の御答弁をやはり現業の方々が聞けば、本当にこれからの働く意欲、これを高めていく、そういったものにつながっていくのではないかというふうに思いますので、是非それを形にしていきたいと、このように改めてお約束というかお誓いしていきたいというふうに思います。

最後は、これ、御質問にはしないで、あえてお答えは聞きませんが、先ほど、負のスパイラルから抜け出るためのいろいろな方法ということで、大臣からお答えをいただきました。その中の一つに、例えば、今度マニフェストでうたっている子ども手当ですとかあるいは高校の無償化、こういったものもその一つに当然なってくるというお話だったと思いますけれども。この高校の無償化というものは確かに本当に大事なところなんです。この間ずっと上がってこなかった文科行政の一つの理由の中に、やはり公立と私立の、このところに不平等さが生まれるんじゃないかというような、そんな部分も実はあったんですね。

そういう意味では、公立の授業料はもう実質無償化になるわけでありましてけれども、今の文科省のプランでは、私立高校の部分については、収入に応じてですけれども、それが二倍まで支給をされるということで、そこをしっかりと国の財政から、国からそれを保障

しようということになっています。

しかし、この間、授業料の減免とかそういったものについては地方の予算の中からこれが賄われてきたという経緯もありまして、その部分について、授業料に値する部分がもう国で保障されるから、それを今度は、今まで減免していた分の、これは地方交付税だったんですけれども、これをもうなくしてもいいというふうな考え方に立っちゃうとこれは問題だろうというふうに思っています。

ですから、やはりそこに何らかの地方が、もちろん地方の意思で決定する部分でありませけれども、これをやはりそこにのせることができるような地方交付税というものを是非お考えいただきたいと、このように思っております。大臣はかねてから、所信でもお話しされておりましたけれども、地方交付税法定率の引上げということはずっと言われておりました。私も、あるいはこの委員会もずっと、これは前政権の大臣もやはりその部分は上げていく必要があるというふうなことを言われておりましたので、その部分については共有化できるんだらうというふうに思っています。

そういう意味で、一方で地方交付税法定率をしっかりと引き上げていく、これをみんなですっきりとやっていきながら、そうした高校の無償化、授業料の無償化というもののいわゆる私立と公立の平等性というものを確保する。そのことによって初めて実質無償化という、その意義を是非お考えをもう一度いただきながら、来年度予算に向けて御検討いただくことをお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。